

個人再生事件の申立てに必要な書類と費用

千葉地方裁判所民事4 第部破産再生係

1 必要書類 ・ 申立手数料等

①	申 立 書	陳述書・財産目録は千葉地裁の定型申立書に含まれています。
②	陳 述 書	
③	財 産 目 録	
④	債権者一覧表	債権者数＋1 通
⑤	住民票写し	申立前3 か月以内のもの
⑥	委 任 状	(代理人申立ての場合)
⑦	収入を証する書面	源泉徴収票過去2 年分、最近の給与明細書3 か月分等、 課税証明書過去2 年分 等
⑧	財産価格証明書	財産目録に記載した預貯金、貸付金、売掛金、退職金見込額、 生命保険解約返戻金、有価証券、自動車、不動産、敷金等 の金額が分かるもの
⑨	そ の 他	預金通帳等（過去2 年分の収支の分かるもの） 所有不動産の登記事項証明書、固定資産評価証明書 住居の賃貸借契約書 ・ 清算価値チェックシート 可処分所得算出シート（給与所得者再生申立の場合）
⑩	宛名シール	債権者宛各2 組 ・ 申立人（代理人）宛7 組
⑪	民事再生規則 102 条記載の書面	各1 通（住宅資金特別条項を定める場合）
⑫	手続費用	郵便切手や予納金等の手続費用は本サイト内の「郵便料及び予納金一覧」 を参照してください。

2 書類提出について

- ※ 代理人弁護士が付いていない場合は、個人再生委員用に、申立書及び添付書類の各副本を併せてご提出ください。
- ※ 住宅資金貸付債権の一部弁済許可申立てをする場合は申請書（正/副）をご用意ください。
- ※ 申立書類及び添付資料については、上記のほか添付書類一覧表をご参考の上、提出漏れ等のないようお願いいたします。